

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	事業報告および招集通知の書面送付義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、株主総会の事業報告は、一部の項目を除き株主に対して書面送付が義務付けられている。また招集通知についても株主の承諾を得ない限り、書面送付が義務付けられている。これらをインターネット経由で提供することが可能となれば、企業にとって当該印刷に係る費用の削減が可能となるとともに、印刷期間が不要となるため、近年株主からの要望が強いより早期の議案通知が可能となる。加えて、エコロジーの観点から紙資源使用の低減が可能となるが、この書面送付義務があることから、時間的・金銭的メリットの享受が困難な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p><b>【事業報告】</b>          会社法施行規則および会社計算規則で、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより提供したものとみなすことができる旨規定されているが、みなし提供ができる書類の範囲は、事業報告の一部（会規133③）、計算書類の個別注記表（計規133④）、連結計算書類の全部（計規134④）、参考書類の一部（会規94①）に限定されている。</p> <p><b>【招集通知】</b>          政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電子メールにて招集通知を発送することができる（会社法299③）。</p> <p>※事業報告によるインターネット開示は一部に限定されていること、また電子メールによる招集通知送付では、送付先アドレスの収集および維持管理に稼働を要することから、現状は書面により送付せざるを得ない状況にある。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>事業報告および招集通知については、インターネット開示により提供したものとみなす規制緩和が必要。</p> <p>総会出席確認のため議決権行使書の郵送は必要であるが、当該行使書に開示先に関する情報を記載することにより、周知方法も担保できると思料。</p>